

調査編

第10章 災害調査

目 次

第1節	総説	1
1. 1	本章の位置付け	1
1. 2	目的の明確化	1
1. 3	分類	1
1. 4	基本的留意事項	1
第2節	対象とする区域等に応じた災害調査	1
2. 1	河川区域及びその周辺を対象にした災害調査	1
2. 1. 1	目的の設定	1
2. 1. 2	調査内容	1
2. 2	河川氾濫域等を対象にした災害調査	1
2. 2. 1	目的の設定	1
2. 2. 2	調査内容	1
2. 3	砂防域及び急傾斜地等を対象にした災害調査	1
2. 3. 1	目的の設定	1
2. 3. 2	調査内容	1
2. 4	海岸及び海岸低地を対象にした災害調査	1
第3節	災害調査成果の蓄積と共有化	1

第10章 災害調査

第1節 総説

- 1. 1 本章の位置付け
- 1. 2 目的の明確化
- 1. 3 分類
- 1. 4 基本的留意事項

第2節 対象とする区域等に応じた災害調査

- 2. 1 河川区域及びその周辺を対象にした災害調査
 - 2. 1. 1 目的の設定
 - 2. 1. 2 調査内容
- 2. 2 河川氾濫域等を対象にした災害調査
 - 2. 2. 1 目的の設定
 - 2. 2. 2 調査内容
- 2. 3 砂防域及び急傾斜地等を対象にした災害調査
 - 2. 3. 1 目的の設定
 - 2. 3. 2 調査内容
- 2. 4 海岸及び海岸低地を対象にした災害調査

<標準>

海岸及び海岸低地を対象とする災害調査については、第 21 章 海岸調査 第 12 節 海岸災害調査 によることを標準とする。

第3節 災害調査成果の蓄積と共有化

<標準>

災害調査の成果は、適切な形で蓄積し、河川等の計画、設計及び維持管理等のための技術情報として共有化できるようにすることを標準とする。